

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社アイ・エス・ビー
【英訳名】	I S B CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若尾 一史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長若尾一史は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、「全社的な内部統制」という）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社7社（株式会社エス・エム・シー、ノックスデータ株式会社、株式会社スリーエス、株式会社アート、コンピュータハウス株式会社、株式会社テイクス、株式会社AMBC）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお、連結子会社3社（ISB VIETNAM COMPANY LIMITED、アートサービス株式会社、株式会社T-stock）については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業セグメントが情報サービス事業、セキュリティサービス事業の2つから構成されており、経営管理上各事業拠点における事業活動の成果を計る指標として、売上高を最も重視していることから、売上高がそれぞれの事業拠点規模を適切に表す指標であると判断いたしました。当事業年度においては全社的な内部統制評価が有効であったため、各事業拠点の前連結会計年度における売上高（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2程度に達している事業拠点である当社、株式会社アート、株式会社テイクスに加え、株式会社スリーエス、ノックスデータ株式会社を連結財務諸表に一定の影響を与える事業規模を有することから重要な事業拠点として選定し、5事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち「売掛金及び契約資産」、「外注費」、情報サービス事業における「労務費」、セキュリティサービス事業における「商品」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。これらの勘定科目は、情報サービス事業では開発・保守等において、セキュリティサービス事業では販売・施工等において、多額に計上される勘定科目であることから、事業の目的に大きく関わる勘定科目として選定しております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲において、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には税効果に至るプロセス（当社、株式会社アート、株式会社テイクス、株式会社スリーエス、ノックスデータ株式会社）を評価対象としております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。